

平成 31 年（2019 年）5 月以降の請求方法について

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、平成 31 年 4 月 1 日から「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費」（あはき療養費）の受領委任払いを導入したことに伴い、平成 31 年（2019 年）5 月から請求方法が変わります。

（1）請求様式について

平成 31 年 4 月以降の施術分は、受領委任の取扱規程に基づき指定された請求様式を使用していただく必要があります。

なお、総括票に関しては佐賀県後期高齢者医療広域連合分の請求には、別添 1～2 の様式を使用してください。

請求時の編綴方法は、別添 3 をご参照ください。

- ・療養費支給申請書（様式第 6 号）：はり・きゅうの場合 ※1
- ・療養費支給申請書（様式第 6 号の 2）：あんま・マッサージの場合 ※1
- ・往療内訳表（様式第 7 号） ※1
- ・総括票（佐賀県後期高齢者医療広域連合の独自様式：別添 1～2）

※1：国から示された受領委任の様式

（2）請求時の機関コードについて

療養費支給申請書の施術証明欄に記載する「登録記号番号」は、地方厚生局から通知された登録記号番号を記載する必要がありますが、佐賀県後期高齢者医療広域連合及び佐賀県国民健康保険団体連合会で事務処理を行う際に使用する「機関コード」を登録記号番号とは別に設定させていただくことになりました。

療養費支給申請書及び総括票の「機関コード」欄には、次の方法により登録記号番号から作成した機関コードを記載してください。

◆◆機関コードの作成方法◆◆

地方厚生局から通知された登録記号番号の 3 桁目の数字（都道府県コードの右側の数字）をはり・きゅうの請求には「8」に、あんま・マッサージの請求には「9」に置き換え、ハイフン（-）を除外した 10 桁の番号を機関コードとして使用しますので、各施術所で機関コードを作成してください。

（県外の施術所も同様の方法で作成してください。）

例) 登録記号番号が 41-000999-0-2 の場合

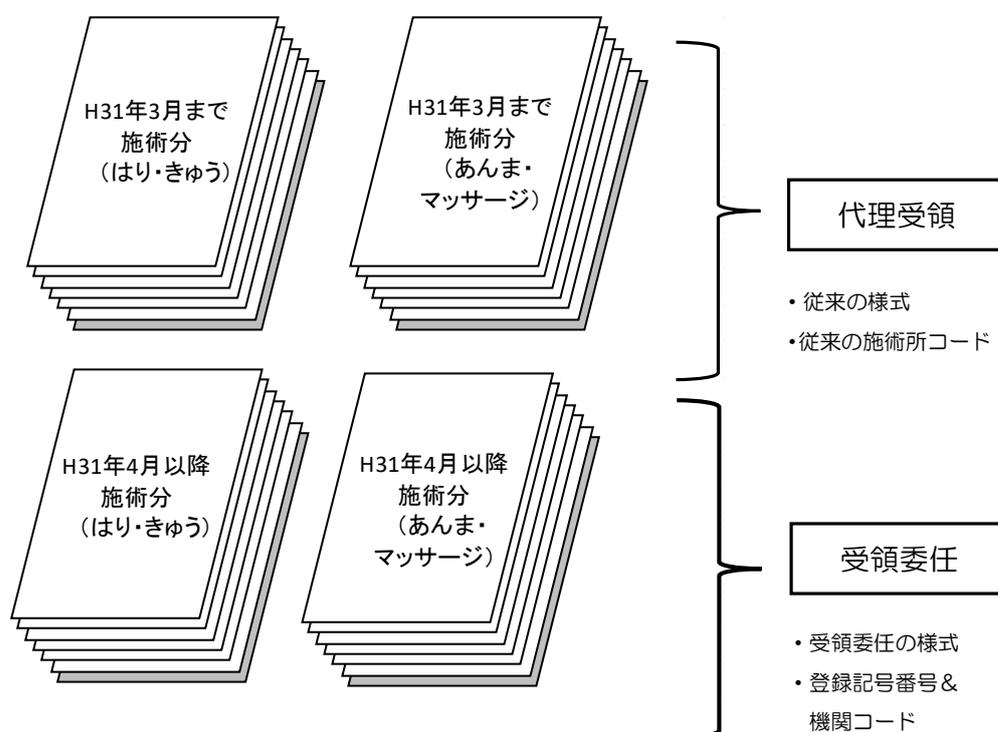
はり・きゅうを請求する場合の機関コード : 4180099902

あんま・マッサージを請求する場合の機関コード : 4190099902

(3) 平成 31 年 3 月までの施術分を平成 31 年（2019 年）5 月以降に請求する場合

平成 31 年 3 月までの施術分は、平成 31 年（2019 年）5 月以降に請求する場合もこれまでどおり代理受領による支払いとなりますので、請求様式、請求時の施術所コード等は従来のものを使用して請求してください。

請求方法等が異なるため『平成 31 年 3 月まで施術分』と『平成 31 年 4 月以降施術分』は分けていただく必要があります。また、『はり・きゅう』と『あんま・マッサージ』に分けていただく必要がありますので、はり・きゅうとあんま・マッサージの両方を行う施術所で月遅れ請求がある場合は、以下のように 4 種類に分けてください。



(4) 支払いについて

平成 31 年（2019 年）5 月以降の請求についても従来どおり、佐賀県後期高齢者医療広域連合から総括票に記載された振込先にお支払いします。機関コード単位での支払いとなり療養費支給申請書単位にはお支払いできません。

(5) 提出先について

佐賀県後期高齢者医療広域連合分の請求先はこれまでどおり変更ありません。毎月 10 日までに佐賀県国民健康保険団体連合会に提出してください。

【提出先】

〒840-0824 佐賀市呉服元町 7 番 28 号 佐賀県国保会館

佐賀県国民健康保険団体連合会 審査第 2 課 調剤・療養費係

※郵送、宅配便の場合は係名まで記載いただきますようご協力をお願いします。